

現場代理人の変更について

本市（上下水道局を含む。）が発注する予定価格250万円超の建設工事に配置する現場代理人の変更について、下記のとおり取り扱うものとします。

記

1 現場代理人の変更について

これまで、契約締結後において、建設工事に配置した現場代理人、監理技術者及び主任技術者（以下「技術者等」という。）は、原則として、「市の事情による工期の変更、技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等の真にやむを得ない理由として市が認める場合」のみ変更を認めておりましたが、現場代理人に限り、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと市が認める場合」についても、変更を認めることとします。

なお、契約締結前における技術者等の変更の取扱いについては、引き続き、原則として、「技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等の真にやむを得ない理由として市が認める場合」のみ変更を認めるものとします。

2 適用時期

令和3年7月1日以降に発注する案件から適用します。

3 備考

適用時期（令和3年7月1日）より前に発注した案件についても、今回の取扱いの変更を適用します。